

開 会 午後 1 時 25 分

議長 (上野 勝 君) ただいまの出席委員は、定足数に達しておりますので、これより令和 6 年瑞穂町農業委員会 1 月総会を開催いたします。直ちに会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布された資料のとおりです。

議長 (上野 勝 君) 日程第 1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第 13 条の規定により、3 番委員の青木一幸さんと 4 番委員の鈴木 正実さんを指名いたします。

議長 (上野 勝 君) 日程第 2、諸報告を事務局よりお願いいたします。

事務局 (田中 悠也 君) 総会までの活動実績と今後の活動予定について報告。

議長 (上野 勝 君) 日程第 3、議案第 1 号番号 1、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 議案第 1 号番号 1、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、利用権の設定を受ける者〇〇、土地所有者〇〇、利用権の種類〇〇、利用内容〇〇、存続期間〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

農地利用最適化推進委員 (田中 俊明 君) 議案第 1 号、番号 1 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく意見聴取に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は 1 月 18 日 (木) 午後 3 時より行いました。調査委員は、会長、会長職務代理、担当委員、事務局で行いました。利用権の設定を受ける〇〇〇〇さん本人より聞き取りを行いました。主要作物として、トウモロコシ、ブロッコリー、キャベツ、サツマイモ等を栽培しています。耕作面積は約 100 a。農業従事者は本人、妻、両親です。農業従事日数は本人が年間 330 日、妻と両親合わせて 200 日です。所有機械は軽トラック 1 台、耕運機 1 台、動力噴霧器 1 台です。販路につきましては、直売所、量販店、仲卸業者です。取得農地の営農計画はトウモロコシ、ブロッコリー、キャベツ、サツマイモ等を栽培予定です。通作距離は車で 15 分です。販路は直売所、量販店、仲卸業者です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地についても適切に耕作すると考えられますので、許可相当だと思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、意見がございましたらご発言をお願いします。

（「意見なし」との声あり）

議長 （上野 勝 君）意見がないようですので、意見聴取を終了します。農業委員会として意見がないので、適当という旨を農地中間管理機構に付するというところでよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議長 （上野 勝 君）挙手多数により、本件について、農地中間管理機構に適当という旨を意見送付します。続きまして、議案第2号番号1、相続税の納税猶予に係る特例農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明についてを議題としますが、申請者の青木委員は議事に参与できませんので、退席をお願いいたします。

（青木委員 退席）

議長 （上野 勝 君）それでは、本件について事務局より説明を求めます

事務局 （宮野 裕城 君）議案第2号番号1について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、申請人〇〇、証明内容〇〇、適格者証明〇〇。以上です。

議長 （上野 勝 君）以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

8番委員 （西村 一彦 君）議案第2号、番号1相続税の納税猶予に係る特例農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は1月18日（木）午後4時より行いました。調査委員は、会長、会長職務代理、担当委員、事務局で行いました。〇〇〇〇さんの現在の営農状況ですが、コマツナ、キャベツ、ブロッコリー、キュウリ、ナスなどを栽培しています。耕作面積は約70aです。農業従事者は本人です。農業従事日数は本人が300日です。所有機械は、トラクター2台、動力噴霧器1台、耕耘機2台、マルチャー1台等です。販路につきましては、学校給食、直売所、量販店です。申請地の営農計画ですが、コマツナ、キャベツ、ブロッコリー、キュウリ、ナスを栽培予定です。通作距離は徒歩で1分です。販路は学校給食、直売所、量販店です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地について適性に肥培管理されていると認められますので、適当だと思えます。以上です。

議長 （上野 勝 君）以上で報告が終わりましたが、質疑がございましたらお願いしたいと思います。

「質疑なし」との声あり

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。
これより採決に入ります。議案第 2 号、番号 1 について申請のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件は申請のとおり可決いたします。
それでは、青木委員に入室いただきます。

(青木委員 入室)

議長 続きまして、議案第 3 号、番号 1 農地法第 3 条の許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 議案第 3 号、番号 1 について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、権利〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、利用権の種類〇〇、譲受世帯の稼働人員〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

農地利用最適化推進委員 (田中 俊明 君) 議案第 3 号、番号 1 農地法第 3 条の許可申請に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は 1 月 18 日(木)午後 3 時 20 分より行いました。調査委員は、会長、会長職務代理、担当委員、事務局で行いました。〇〇〇〇さんの現在の営農状況ですが、カキ、クリ、スイカ、ナスなどを栽培しています。耕作面積は約 50 a です。農業従事者は本人、妻、姉です。農業従事日数は本人が 320 日、妻と姉が 200 日です。所有機械は、耕耘機 4 台、軽バン 2 台です。販路につきましては、庭先販売です。申請地の営農計画ですが、ミカン、ゆず、くり、さといも、落花生などを栽培予定です。通作距離は車で 40 分です。販路は庭先販売、量販店です。担当委員の意見としましては、申請人が所有している農地について実態を調査する必要があるため、継続審議が必要であると思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、質疑がございましたらお願いしたいと思います。

「質疑なし」との声あり

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。
これより採決に入ります。議案第 3 号、番号 1 について継続審議とすることに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件は継続審議とすることにいたします。続きまして、議案第3号、番号2農地法第3条の許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 議案第3号、番号2について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、権利〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、利用権の種類〇〇、譲受世帯の稼働人員〇〇。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

3番委員 (青木 一幸 君) 議案第3号、番号2農地法第3条の許可申請に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は1月18日(木)午後3時40分より行いました。調査委員は、会長、会長職務代理、担当委員、事務局で行いました。〇〇〇〇さんは今回から新規に農業を行います。農業従事者は申請者の母です。農業従事日数は農業従事者が300日です。所有機械はありませんがトラクターや耕運機を土地所有者からレンタルする予定です。申請地の営農計画ですが、ジャガイモ、ハクサイ、キャベツ、キュウリなどを栽培予定です。通作距離は車で40分です。販路は飲食店です。担当委員の意見としましては、申請人は申請地について適切に耕作すると考えられますので、許可相当だと思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、質疑がございましたらお願いしたいと思います。

「質疑なし」との声あり

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより採決に入ります。議案第3号、番号2について申請のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件は申請のとおり可決いたします。続きまして、議案第4号、番号1農地法第4条の許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 議案第4号、番号1について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、農振区分〇〇、申請人〇〇、転用目的農業用倉庫・休憩兼出荷選別所・便所・駐車場。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

10 番委員

(細瀬 日出夫 君) 議案第 4 号、番号 1 農地法第 4 条の許可申請に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は 1 月 18 日(木) 午後 2 時 40 分より行いました。調査委員は、会長、会長職務代理、担当委員、事務局で行いました。

申請者である〇〇〇〇さんから事務局が聞き取りした内容の該当する箇所を報告します。

【調査内容 1】農地の区分と転用目的についてですが、農地の区分は農業振興地域内農用地で、転用目的は農業用施設であり適当と判断しました。

【調査内容 2】資力及び信用についてですが、事務局が見積りと通帳残高の金額にて支払いが可能であることを確認していることから、適当と判断しました。

【調査内容 3】転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況についてですが、事務局が確認したところ妨げとなる権利を有するものはないということでした。

【調査内容 4】申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性についてですが、聞き取りより遅滞なく建築することが確実であると判断しました。

【調査内容 5】行政庁の免許、許可、認可等の処分見込みについてですが、事務局が確認したところ都市計画法に基づく許可申請は不要であり、自然保護条例に基づく許可申請も不要であるとのことでした。

【調査内容 7】計画面積の妥当性についてですが、理由書及び土地利用計画図より、適当であると判断しました。

【調査内容 9】周辺農地等に係る営農条件への支障の有無についてですが、周囲の畑へも高橋さんの所有であり隣地とは町道で仕切られていることから影響を与えないと判断しました。

【調査内容 11】行政庁との協議等はすでに終了しています。
以上です。

議長

(上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、質疑がございましたらお願いしたいと思います。

3 番委員

(青木 一幸 君) 農業用施設の建設は 200 m²を限度に行うことができると聞いたが、本件はどのような経緯があるのか。

事務局

(田中 悠也 君) 2a 未満の農業用施設は許可が不要であるが、それ以上の面積でも転用は可能である。開発許可の面積制限はあるが、面積を制限する制度が他にないか、次回総会時まで確認し、総会時に報告する。

議長 (上野 勝 君) 他に質疑等がありましたらご発言をお願いします。

「質疑なし」との声あり

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより採決に入ります。議案第4号、番号1について申請のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件は申請のとおり可決いたします。続きまして、議案第4号、番号2農地法第4条の許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 議案第4号、番2について説明します。農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、農振区分〇〇、申請人〇〇、転用目的営農型太陽光発電設備の設置。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で事務局の説明が終わりました。本件について、聞き取り調査を行っております。担当委員より報告をお願いします。

10 番委員 (細渕 日出夫 君) 議案第4号、番号2農地法第4条の許可申請に伴う現地調査について聞き取りした調査内容を報告します。現地調査は1月18日(木)午後2時40分より行いました。調査委員は、会長、会長職務代理、担当委員、事務局で行いました。

申請者の〇〇〇〇さん本人より聞き取り調査を行いました。現在の営農状況ですが、主要作物としてサツマイモ、キャベツ、ネギ、フキ、ミョウガを栽培しています。耕作面積は約85aです。農業従事者は本人と妻の2名です。農業従事日数、本人150日、妻150日です。所有機械は耕耘機4台、トラクター1台です。販路につきましては、自家消費です。

申請地の営農型太陽光発電設備の下部の営農計画ですが、主要作物として、フキ、ミョウガ、ネギ、ニラを栽培します。耕作面積は641㎡です。収量はフキ401キロ、ミョウガ135キロ、ネギ240キロ、ニラ240キロです。販路につきましては自家消費です。

地区委員の意見としましては、申請人は申請地について効率的に利用し耕作すると考えられますので、許可相当だと思います。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で報告が終わりましたが、質疑がございましたらお願いしたいと思います。

9 番委員 (村山 正信 君) 申請面積が0.37㎡ですがなぜこの面積になるのですか。

事務局 (田中 悠也 君) 本案件はソーラーパネルの面積ではなく、その支柱部分のみが申請対象となります。そのため極端に少ない面積となっています。

議長 (上野 勝 君) 他に質疑等がありましたらご発言をお願いします。

「質疑なし」との声あり

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより採決に入ります。議案第4号、番号2について申請のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長 (上野 勝 君) 挙手多数により、本件は申請のとおり可決いたします。続きまして、報告第1号農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 報告第1号農地法第4条第1項第7号の規定による届出について説明します。番号1、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、申請人〇〇、転用目的住宅用地。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で説明が終わりました。本件については、会長専決で処理済みとなっておりますが、質疑等がありましたらご発言をお願いします。

「質疑なし」との声あり

議長 (上野 勝 君) 質疑がないようですので、報告第1号を終了いたします。続きまして、報告第2号農地法第5条第1項第6号の規定による届出について議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 (宮野 裕城 君) 報告第2号農地法第5条第1項第6号の規定による届出について説明します。番号1、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、転用理由住宅用地。番号2、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、転用理由住宅用地。番号3、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、転用理由住宅用地。番号4、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、転用理由住宅用地。番号5、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、転用理由住宅用地。番号6、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、転用理由住宅用地。番号7、農地の所在〇〇、地目〇〇、面積〇〇、譲渡人〇〇、譲受人〇〇、転用理由住宅用地。以上です。

議長 (上野 勝 君) 以上で説明が終わりました。本件については会長専決で処理済みとなっておりますが、質疑等がありましたらご発言をお願いします。

「質疑なし」との声あり

議長

(上野 勝 君) 質疑がないようですので、報告第 2 号を終了いたします。
以上をもちまして本総会に付議された事件の審議は、全て終了いたしました。
これにて、令和 6 年瑞穂町農業委員会 1 月総会を閉会といたします。

閉 会 午後 2 時 15 分

議 長

第 3 番 委 員

第 4 番 委 員